４　競争参加資格を付与しない者
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（ただし、特別の事情のある場合を除く。）
⑵　申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規程による許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査を受けていない者
⑸　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体（以下「共同企業体」という。）であって、⑴から⑷までに該当する構成員を含む者
⑹　測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者
５　競争参加の資格審査
⑴　建設工事契約　４の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。
①　総合数値の算定方法
ア　経営に関する客観的事項の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・Ａ
イ　専門技術者に関する審査数値・・Ｂ
ウ　工事成績の審査数値・・・・・・Ｃ
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ
なお、建築工事一式の総合数値算定は、経営に関する客観的事項の審査数値とする。
②　各事項の付与数値
ア　経営に関する客観的事項の総合評点(A)
建設業法第27条の23第２項及び第３項に定める経営状況分析結果通知書及び経営規模等評価結果通知書の建設工事の種類ごとの総合評点とする。
イ　専門技術者に関する審査数値(B)
技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士補（森林部門）及び社団法人日本森林技術協会が認定した林業技士の職員数に応じて次の算式により算定した数値。最高40点とする。
Ｂ＝（技術士補の職員数＋林業技士の職員数）×４
ウ　工事成績の審査数値(C)
定期審査による認定をする年度の前年度末までの４年間に完成した１件の請負金額が500万円を超える工事（以下「対象工事」という。）ごとに、以下の(ア)から(ウ)までの方法により、工事成績の審査数値を算定する。
(ア)　工事毎の付与算定値　工事評定点(P)（ただし、65点未満の工事は実績から除く。）に対して、ａからｄまでに掲げる係数を用いて割増をし、対象工事の工事成績の付与算定値（以下「付与算定値」（Ｃ’）という。）を算定する。
Ｃ’＝Ｐ×｛１＋α×β＋γ＋ε｝
ａ　基本割増（α＝（Ｐ－65）／35）
工事評定点が65点で０、100点で1.0とする比例配分による割増数値を工事評定点に乗じて得た数値（ただし、国庫債務負担行為に係る工事（以下「国債工事」という。）の途中年度においては既済部分検査における工事成績をもって工事評定点とみなす。）とする。
ｂ　工事規模補正（β）
ａで求めた基本割増は、請負金額（ただし、国債工事の途中年度においては、既済部分検査における出来高金額をもって請負金額とみなす。）４千万円未満は1.0、２億円以上は5.0、４千万円から２億円の間は比例配分による割増数値を乗じて補正する。
ｃ　優良工事割増（γ）
農林水産大臣表彰で0.5、林野庁長官表彰で0.3、森林管理局長表彰で0.1として割増する。
ｄ　技術的難易度割増（ε）
評定要領における項目別評定点の高度技術点2.6点で０、7.4点で0.6とする比例配分による数値を割増する。
(イ)　工事成績の審査数値　対象工事毎の付与算定値（C’）の平均値を算定し、これに対象工事数に応じた倍率を乗じた工事成績の審査数値(C)を以下のとおり算定する。
Ｃ＝Ｃ’×Ｆ（Ｆは対象工事数で、最大４件とする。）
(ウ)　ＶＥ提案評価点の加算　国有林野事業特別会計に係る入札・契約手続等の改善に関する具体的対応について（平成６年６月23日付６林野管第108号林野庁長官通知）のⅣに基づく総合評価落札方式による標準案と異なる設計及び施工方法に関する技術提案（以下「ＶＥ提案」という。）について、工事成績の審査数値(C)に、次のとおり加算する。
ＶＥ提案評価点は１件当たり落札者については30点、不落札者については５点、１企業当たり120点を限度として加算する。
⑵　測量・建設コンサルタント等契約４の競争参加資格を付与しない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。
①　総合数値の算定方法
ア　年間平均測量等実績高の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・Ａ
イ　自己資本額の審査数値・・・・・Ｂ
ウ　流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・Ｃ
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ
②　各事項の付与数値　別記２のとおり
⑶　競争に参加できる者の資格は、上記⑴又は⑵により別記３の業種別等級区分に基づいて格付けする。
６　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）する。
７　資格の有効期間及び更新手続
⑴　競争参加資格の有効期間　資格を付与された日から平成23年３月31日までとする。
⑵　有効期間の更新手続き　⑴の有効期間の更新を希望する者は、平成22年11月頃に平成23・24年度の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に基づき再度申請書類を提出すること。
８　申請内容の変更
有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等）」に必要事項を記載の上、次の添付資料を添え、別記１の申請場所に速やかに提出すること。
⑴　本社（店）住所
⑵　商号又は名称、電話番号及びＦＡＸ番号
⑶　法人である場合には代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
⑷　許可・登録の状況
⑸　営業所の名称、所在地、電話番号及びＦＡＸ番号（営業所の新設廃止を含む。）
添付資料
○　法人の住所若しくは商号若しくは名称又は代表者の氏名に係る変更の場合は、登記事項証明書又は登記簿謄本若しくはその写し
○　個人の住所の場合は、住民票の写し
○　個人の氏名の場合は、戸籍謄本（又は抄本）の写し
○　許可・登録の状況に係る変更の場合は、許可・登録の証明書の写し
９　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者等の取扱い
⑴　申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと。
⑵　平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
⑶　更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。
10　合併等により新たに新設された会社等の取扱い
合併等により新たに新設された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。